

過労死をなくすために、過労死防止法・大綱・協議会をどう活用するか

2021年9月11日

岩城 穰（弁護士・過労死防止全国センター事務局長
・過労死等防止対策推進協議会委員）

第1 大綱策定と協議会設置を定めた過労死防止法

1 過労死防止法制定の経緯

- (1) 長年にわたる過労死遺族、弁護団、いのちと健康を守る団体などの活動
 労災申請～行政訴訟、認定基準改定要求
 民事責任追及、和解による過労死の防止の追求
 過労死を出した企業名公表を求める訴訟
- (2) 2008年 過労死弁護団総会の決議
 2010年 院内集会
 2011～14年 過労死防止法制定運動
 その間、2013年 国連社会権規約委員会への働きかけと日本政府への勧告
 2014年6月 衆参両院とも全会一致で過労死防止法が成立

2 過労死防止法の内容と意義

過労死・過労自殺を初めて法律で定義（法2条）
過労死をなくしディーセントワークをめざすことの宣言（法1条）
過労死をなくしていくために4つの政策を国に義務づけ（法8～11条）
国以外の地方自治体や使用者の責務も規定（法4条）
それを体系化・具体化する大綱の策定を政府に義務づけ（法7条）
過労死防止対策の立案・遂行をチェックするために協議会を設置（法12・13条）
官民の連携を重視（法4条、11条）
毎年遂行状況を国会と国民に報告（法6条）
必要に応じて法律上・財政上の措置を執るという立て付け（法14条）

3 過労死防止大綱（法7条）

閣議決定による国全体の政策文書
長期的課題と当面の重点対策
国の過労死防止対策についてのいわばPDCAサイクルを定めたもの
※Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）

4 過労死等防止対策推進協議会（法12・13条）

防止法上は、大綱作成に当たって意見を述べるための機関

専門家委員（８人）、使用者側委員（４人）、労働者側委員（４人）、当事者・遺族委員（４人）の計２０人で構成

当事者委員のユニークさ

当事者委員４人と専門家委員３人が事実上過労死防止全国センターから選任（７人委員）

労働者側委員（全員連合選出）と適宜連携

第２ 大綱の策定と７人委員の取り組み

１ 当初の大綱（初版、２０１５年７月）の策定に際して

２ 初回改定（２版、２０１８年７月）に際して

７人委員連名の意見書（２０１８年１月２６日付け）

過労死防止法改正と大綱改正についての２本だてとした

過労死防止法改正についての意見は反応得られず

大綱改正についての意見はやや抽象的になった

３ 第２回改定（３版、２０２１年７月）に際して

（１）前回の教訓を踏まえ、２回の意見書を出す

１回目の意見書（２０２１年３月１日付）

基本的な考え方を示すとともに、現大綱の変更・加筆箇所を具体的に示して意見を述べる

→３月２４日協議会の「大綱（素案）」に一定反映され、当日更に意見

２回目の意見書（同年４月１５日付）

素案に対して修正・加筆箇所を具体的に示して意見を述べる

→５月２５日協議会の「大綱（案）」に一定反映され、当日更に意見
私たちが積極的な意見・発言をする中で、他の委員たちの意見も活発化

（２）具体的な成果の例（新旧対照表参照）

①WHO・ILOの意見があることの追記

②国家公務員・地方公務員についての記述の充実

③新型コロナ感染拡大による現場の状況

④テレワーク、兼業・副業、フリーランス等の多様な働き方への対応

⑤精神障害発病から短期間で自殺につながった事案が多かったことの言及

⑥調査研究の成果の検証、フィードバック、対策への反映

⑦デジタル技術の活用やテレワークの負の側面の指摘

⑧啓発活動の強化と経営幹部の取組の関連づけ

⑨過労死を発生させた企業に対する指導の強化

⑩過労死遺児の健全なサポートの追加

⑪労働局や監督署に寄せられた相談等の情報の活用

⑫高度プロフェッショナル制度対象労働者の健康確保

- ⑬調査・分析の成果を活用した過労死防止支援ツールの開発
- ⑭過労死白書の簡易版の作成と普及
- ⑮勤務間インターバル制度導入の啓発強化
- ⑯・パワーハラスメントだけでなくセクハラ・マタハラ・カスハラ、オンライン活用におけるハラスメントの防止
- ⑰若年労働者への取組の強化
- ⑱メンタル不調による休職者の円滑な職場復帰、解職者の再就職のための施策
- ⑲事業主、経営幹部の取組の強化
- ⑳組合員から相談があった場合の労働組合の迅速な対応
- ㉑ 数値目標の記述を最後にもってくる

(3) 更なる改善点の考察

7人だけの議論にとどめるのではなく、過労死防止全国センター、過労死家族の会、過労死弁護団、いのけんセンターなどから幅広く意見を募る

第3 協議会のあり方の改善策の考察

1 現状

大綱の改定について意見を述べる機関とされている

自由に意見を述べあうにとどまり、意思形成をすることは予定されていない

2 より広い役割を果たしていく余地ないし試み

労基法等の法令の改正の必要性についても積極的に意見を述べていく

超党派議員連盟への働きかけを通じて国会での立法や省令・通達などの改正にもつなげていく

(例) 過労死・過労自殺の認定基準の改定の必要性について

以上